



「障害者計画」と「障害福祉計画」を策定しました

策定の趣旨

障害者基本法に基づき平成10年3月に策定した「紋別市障害者福祉計画」を「紋別市障害者計画」として見直し策定しました。

また、平成17年11月に制定された障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスの取り組み方やサービスマン見込量を示す「紋別市障害福祉計画」を策定しました。

計画の期間

○紋別市障害者計画
平成19年度から平成23年度までの5ヶ年計画としています。

○紋別市障害福祉計画

第1期計画を平成18年度から平成20年度までの3ヶ年計画。
第2期計画を平成21年度から平成23年度までの3ヶ年計画とし、平成20年度に見直し策定します。

基本理念

障害のある人が地域において自立した日常生活を営むことが出来る社会を実現するため、「その人の自立した生活を基本に、共に暮らすまちづくり」を目指します。

◎紋別市障害者計画

障害のある人の福祉に関する基本的な計画として、障害者基本法に定める条項を踏まえ、障害福祉施策を推進する方策を示しており、「生活支援体制の充実」、「自立の育成と支援」及び「地域社会の充実」を基本目標に位置づけています。

◎紋別市障害福祉計画

障害のある人が住み慣れた地域で安全で安心に、自立した生活が営めるよう、障害福祉サービスの適正かつ計画的な事業の展開に努めることとしており、各種サービスの取り組み方や見込量を示しています。

紋別市障害者計画並びに紋別市障害福祉計画の概要版を作成しました。

市保健福祉部、保健センター、上渚滑支所、渚滑出張所、紋別市社会福祉協議会の窓口にありますので、気軽にお持ち帰りください。

問い合わせ先

社会福祉課障害福祉係
☎(24)2111 内線222番

赤十字活動資金にご協力ください!!!



日本赤十字社では、赤十字の理念・活動にご賛同いただき、自らの意思で積極的にご支援いただける方(赤十字社員)を募集しています。社員には、個人・法人を問わずなたでも加入でき、年間500円以上の赤十字活動への資金援助(社費)をお願いしています。

赤十字は国内外でのさまざまな救援活動を行っておりますが、その活動の全てを中立を守り自主的に行うため、国や特定の団体にその活動資金を頼るのではなく、広く国民一人一人の方々に赤十字の趣旨をご理解いただきご支援いただいた善意の資金でまかなわれております。日赤紋別地区では、5月の赤十字運動月間に合わせて各町内会を通じて募金活動を行っておりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

また、法人や各団体の記念事業などの一環として、個人の記念日などに際して、赤十字活動資金へのご寄附をお考えいただけますよう合わせてお願いいたします。



問い合わせ先

保健福祉部社会福祉課庶務係内
日赤紋別市地区
☎(24)2111 内線223番
日本赤十字社北海道支部ホームページ
<http://www.hokkaido.jrc.or.jp/>